

東浦町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置
実施計画

2026年4月

東浦町教育委員会

目 次

1.	計画の趣旨・現状	2
2.	目標	4
3.	計画の期間	5
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、策定するものです。本町が目指す個別化・個性化教育の質の向上を実現するための基盤として、町立学校の教職員が健康で意欲をもって職務に専念できる環境を整備することを目的とします。

現在、学校現場では多様な課題への対応や業務の複雑化により、教職員の業務負担が増大し、心身の健康確保が喫緊の課題となっています。このままでは、教職員が疲弊し、教育活動の質の維持・向上が困難になる恐れがあります。

そこで、本計画に基づき、業務量の適切な管理と健康確保措置を組織的に実施することで、教職員のワーク・ライフ・バランスを改善し、その能力を最大限に発揮できる職場環境を確立していきます。教職員が心にゆとりをもって子どもたちと向き合い、教材研究や授業準備、個々の生徒への丁寧な指導に注力できる時間を確保することが、結果として子どもたちへのより充実した教育、ひいては本町の未来を担う人材育成へと確実につながるものと考えます。

(2) 本町の現状

本町では、2021年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024年度は以下のとおりでした。

【2024年度の時間外在校等時間の状況】

<小学校>

<中学校>

月	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
4月	37.9%	15.9%	32.8%	14.3%
5月	37.8%	4.6%	31.0%	14.7%
6月	32.1%	6.1%	34.5%	1.7%
7月	18.4%	1.5%	19.8%	0.0%
8月	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
9月	29.6%	3.1%	19.7%	0.0%
10月	33.7%	4.6%	29.9%	2.6%
11月	28.1%	1.0%	24.8%	0.0%
12月	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%
1月	23.2%	0.0%	15.4%	0.9%
2月	27.3%	0.5%	15.4%	0.0%
3月	22.2%	0.5%	10.3%	0.9%
平均	26.0%	3.2%	20.5%	2.9%

時間外在校等時間が45時間を超える割合の年間の平均が小学校で26%、80時間を超える割合が3.2%、中学校でそれぞれ20.5%、2.9%となっています。小中学校ともに4月～6月、小学校では9～11、2月、中学校では10・11月の割合が平均値より多いです。例えば、4月は担任・教科担当、校務分掌等の業務の立ち上げや書類作成により、割合が高くなると考えられます。

5・6月及び9～11月には教科指導や担任業務といった通常業務に加え、運動会・体育祭、学習発表会や文化祭、合唱コンクール、林間学校・自然教室、修学旅行等の各種学校行事が行われます。これらの大きな行事に加え、小中学校では児童会・生徒会企画の活動、学校訪問、授業参観、健康診断等、さまざまな特別活動・行事も実施しています。これらの準備が時間外在校等時間の増加につながる大きな要因の一つであると考えられます。

これらに加え、本町が目指す個別化・個性化教育の実現のため、校内でも日頃から町内小中学校ではオン・ザ・ジョブ・トレーニングとしての現職教育研修に積極的に取り組んでいます。本町では、各校が輪番で現職教育の成果を発表する町現職教育研究会を実施しています。さらに、法定研修として初任者研修や中堅教諭等資質向上研修などの校外研修にも取り組んでいます。これらの研修は通年で行っていますが、1～2学期の実施も多く、業務の負担となって

いる側面もあります。

しかし、教員には「絶えず研究と修養に努める義務」が課せられており、研修は大切な業務の一つです。このような研修を大切に、また教員が本来取り組むべき授業準備、教材研究、子どもたちとの触れ合いなどに時間を確保できるように、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、本町が目指す個別化・個性化教育の質の向上を実現するための基盤として、町立学校の教職員が健康で意欲をもって職務に専念できる環境を整備することを目的として、本計画を策定します。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は2025年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7.0%まで減少させます。
【8.3%】
- ・ 各校のストレスチェックにおける総合健康リスク（全国の平均は100）の平均値を80以下とします。【79.1】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

2026年度～2029年度 ※2028年度から始まる町第3期基本計画を受けて策定するため

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。スクールガード、PTA、地域のボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。ただし、各学校や地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて教師も見守り活動をする場合もあります。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・学校間共有フォルダでのデータ共有、校務支援システムのメール機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

・2023年度9月に、休日の全ての部活動の地域展開を実現しました。平日の部活動については、2025年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」で示された2026年～2028年の「改革実行期間（前期）」と2029年～2031年の「改革実行期間（後期）」において、地域クラブの会員や指導者のニーズ、休日における環境整備の進捗状況等を踏まえて検討します。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が定期的な情報交換会、生徒指導部会等への参加を通して小中学校と情報を共有し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・町障がい者自立支援協議会等が企画する医療・福祉の関係機関と学校関係者・担当指導主事を対象とした研修の参加を促す。また、定例の町生徒指導部会に半田警察署の担当者が参加することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
- ・訪問看護師等、専門的な人材の派遣など支援に努めます。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・子どもの発達段階を十分に考慮せず、学習内容を過度に詰め込むことで児童生徒や教員に大きな負担がかかっている状態、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」を解消するため、2025年度より平日授業日の5時間授業を増やす取り組みを実施しています。2025年度現在、小中学校での授業時数の扱いに柔軟性を持たせ、標準時数の一定範囲内で学校の裁量により授業時数を増減できるように新学習指導要領改訂に向けて検討されています。この動向にも注視し、学習指導要領に沿った適正な授業時数の中で、必要な学習内容の確実な指導と教師と児童生徒の負担軽減の両立を目指します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守

するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ 50 人未満の学校も含め、すべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 学校における定時退校日を定期的に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・

健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について地域住民の外部講師としての支援を含め、協力を得られるよう取り組みます。